

「部落探訪」削除訴訟報告集会

2024年2月13日(火)13:30～

衆議院第2議員会館1階 第1面談室

次 第

1. 主催者挨拶 部落解放同盟中央執行委員長・西島藤彦
2. 経過報告 部落解放同盟中央執行副委員長・片岡明幸
3. 弁護団報告 大阪訴訟弁護団 弁護士・南和行、中井雅人 . . . p1～
埼玉訴訟弁護団 弁護士・山本志都 p5
新潟訴訟弁護団 弁護士・近藤正道 p6
4. 原告決意表明 大阪／埼玉／新潟
5. 国会議員挨拶
6. 質疑応答
7. 閉会挨拶 部落解放同盟中央書記長 赤井隆史

資料 ①解放新聞第3088号(24年1月15日)主張 . . . p7～
②新聞記事 . . . p9～

別紙 ①『全国部落調査』復刻版出版事件高裁判決に対する弁護団・原告団声明
②高裁判決リーフレット

※個人原告の氏名・顔、差止対象地区名は報道禁止とさせていただきます。

「部落探訪」削除訴訟報告集会
(大阪)

2024年 2月13日
弁護士 南 和 幸
弁護士 中 井 雅 人

1 部落探訪とは

(1) 作成者

全国部落調査裁判で被告となっている「鳥取ループ」を名乗る示現舎の代表者。

(2) 公開場所

示現舎のウェブサイト。

YouTube (削除)。

Twitter (X)。

(3) 内容

鳥取ループが、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落名や所在地を明示し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする「部落探訪」と称する企画。

被差別部落の地名、建物、風景等の画像を説明文とともに掲載している。地元住民に無承諾のまま、地域の家屋の表札や当該地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレート、墓地等の画像・映像も含まれている。墓地を撮影して氏名の特徴を述べたり、放置車両・廃屋・投棄等を撮影して部落＝怖い・環境が悪いというイメージをかきたてたり、団地等の住宅の特徴を述べたりする投稿が典型的。

2 公開の経緯

2015年12月、鳥取ループは、「全国部落調査」を発見。

「発見」と同時期、「部落探訪」開始。

2016年

1月 「全国部落調査」を電子化しインターネット上で公開。

3月時点、「部落探訪」4か所

4月19日 全国部落調査裁判提訴@東京地裁

11月時点、「部落探訪」19か所、

2017年

9月時点、「部落探訪」40か所。

2018年

8月31日 注釈付記のTwitter投稿¹

¹ 「木村草太大先生の提案に従い、示現舎に『※差別目的での利用は禁止します』との注釈を付けました。これで憲法学者がやってよいとお墨付きです。バンバン部落探訪いたしますよ。いちやもん付ける奴は憲法を知らない馬鹿か差別者でしょう」

* 2018年8月31日、同年8月21日付木村草太意見書の証拠提出をしている。

- 1 1 月 1 9 日 「部落探訪」 1 0 0 か所²
- 1 2 月 2 7 日 法務省人権擁護局調査救済課長依命通知
→「部落探訪」に「学術・研究」を付記
- 2 0 1 9 年
- 1 0 月 **Twitter** 投稿³
- 2 0 2 0 年
- 6 月 大阪の削除請求対象地域（以下「A」）を「探訪」
→9月の尋問期日直前に「探訪」の成果を証拠提出
- 9 月 全国部落調査裁判の尋問期日@東京地裁
- 2 0 2 1 年
- 9 月 2 7 日 全国部落調査裁判東京地裁判決
- 1 1 月 9 日 「鳥取ループ」**Twitter** アカウント凍結
- 1 1 月 1 0 日 2 4 7 か所（Aの投稿）
- 2 0 2 2 年
- 1 1 月 3 0 日 **Google** 社は、鳥取ループが動画投稿サイト **YouTube** に投稿していた「部落探訪」の約170の動画を「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」として、一斉に削除、有料会員に対し、公開し続けている。
→タイトルやサムネイル画像は無料で閲覧することができ、「全国部落調査」を公開しているのと同じ状態。【別紙参照】。
- 2 0 2 3 年
- 6 月 2 8 日 全国部落調査東京高裁判決（差別されない権利を認める）
→その後、「部落探訪」から「人権探訪」に名称変更
- 1 0 月 3 1 日 時点、3 3 6 か所
→一覧表である「全国部落調査」を公開しているのともはや同じ状態（画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より高い。）。【別紙参照】
- 1 1 月 6 日 仮処分申立@大阪地裁
→即日、**YouTube** では削除済のAの「部落探訪」を **Twitter** 投稿
- 1 2 月 1 2 日 Aの動画を **Twitter** 投稿（審尋時に再撮影）

以上

² 「裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：原告の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。」

³ 「【やってみた】部落に転籍して部落民になる方法」というタイトルを付して、「部落解放同盟によれば、本籍地に地名が部落の地名なら【ママ】、『被差別出身者』なのだそうです。もしそうなら、誰でも簡単に『被差別出身者』になれることを証明するために、適当な部落に本籍地を移してみました」←死亡した原告の本籍地に自分の本籍地を移した。

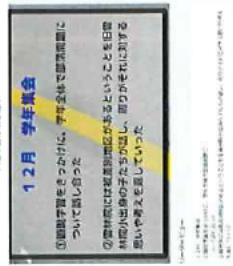


人権探訪 書籍 情報提供・連絡先

カテゴリ別アーカイブ: 人権探訪

投稿ナビゲーション

← 過去の投稿



人権探訪(336)三重県 [2020]



人権探訪(335)奈良県 [2016]



人権探訪(334)三重県 [2019]



人権探訪(333)埼玉県 [2019]



人権探訪(332)静岡県 [2015]



人権探訪(331)新潟県 [2014]



人権探訪(330)新潟県 [2013]



人権探訪(329)新潟県 [2018]



人権探訪(328)新潟県 [2018]

有料ユーザーはマップン！で2000、2018年統合住宅地図が使えるようになりました。つまり、最も電話帳掲載が多かった時期のデータで名字分析が出来ます。

今後、こちらでお知らせを発信いたします。



#236

#236 三重県 8052 町生



#235

#235 奈良県 5299 町生



#234

#234 三重県 5672 町生



#233

#233 埼玉県 9590 町生



#232

#232 静岡県 8412 町生



#231

#231 新潟県 8819 町生

「部落探訪」削除訴訟(埼玉)について

2024年2月13日
弁護士 山本志都

◆概要

- 提訴日 2023年12月6日
裁判所 さいたま地方裁判所(本庁)
当事者 原告:C地区支部長(個人)+部落解放同盟埼玉県連
被告:M
請求内容 1 示現舎ホームページ上の記事削除
20の記事(19地区)掲載時期2019/1/7~2023/10/4
2 一切の方法による公表禁止
3 原告それぞれに330万円の損害賠償請求

◆特徴

- 埼玉県内の全ての地区を対象とする
地域全体に発生した損害であることを強調する
- ・埼玉県下の同和対策協議会の法務局への書面申入れ
 - ・11市の市長による法務局への直接申入れ
 - ・埼玉県部落差別解消条例の制定・施行
- 「インターネットの利用による情報の提供」による部落差別禁止

◆現状

- 本庁で行うこと既定方針
3月13日(水)14時30分~
「警備法廷」書記官「東京地裁からも手配」

◆課題

- それぞれの地域の問題点把握し、歴史的背景を把握する
→裁判所に具体的に発生する被害を実感させる

以上

「部落探訪」削除裁判（新潟訴訟） 裁判の概要と訴状骨子

◆裁判の概要

提訴日 2024年1月24日（水）
※同種裁判の大阪裁判・埼玉裁判に続き3件目

管轄 新潟地方裁判所

当事者 原告…個人原告3名、部落解放同盟新潟県連
被告…M、示現舎合同会社

請求内容 M氏に対してウェブページ削除・掲載禁止請求
損害賠償請求（原告4名×220万円）
示現舎に対して損害賠償請求（同）

【対象ウェブページ】

- 県内15地域の部落探訪（曲輪クエスト）
- 個人原告に関する2つの記事
- 新潟県連に関する2つの記事

◆訴状骨子

（目次）

- 第1 事案の概要
- 第2 当事者
- 第3 部落差別の歴史～現在も続く深刻な部落差別～
 - 「部落地名総鑑」事件の紹介
- 第4 新潟県における部落差別の経緯と原告新潟県連が果たしてきた役割
 - 県内における「部落隠し」意識
 - 神林村行政訴訟の概要
- 第5 被告Mによる部落差別拡散行動の経緯
 - 全国部落調査の公開、部落探訪の拡大
 - 先行裁判の概要、M氏の対応
- 第6 本件ウェブページ等により個人原告ら及び原告新潟県連の構成員（同盟員）の法益が侵害されていること
 - 県内15地域の部落探訪の公開は、個人の「差別されない権利」等を侵害する
 - 個人原告の氏名や会社名が被差別地域と結びつけていることは権利侵害である
 - 新潟県連が同盟員のため部落探訪の削除を求めることができる。
- 第7 本件ウェブページ等により原告新潟県連の法益が侵害されていること
 - 新潟県連を誹謗中傷する記事の公開は権利侵害である。
- 第8 被告らの損害賠償責任
- 第9 結語

◆弁護団

- 団 長 河村健夫弁護士
- 副団長 近藤正道弁護士、和田光弘弁護士
- 事務局 弁護士法人一新総合法律事務所
（事務局長 上野祐弁護士）

主張

▶大阪地裁への仮処分申し立て後に記者会見と行った(2)の3年11月6日・大阪市)



(1)
・出張所に削除要請をおこなった。新潟でも13市町が「部落探訪」にさらされた

5
今回の「部落探訪」削除裁判の目的は4点ある。
1点目は、被差別部落の掲載による差別の拡大助長を食い止めることだ。部落探訪では、被差別部落の地名だけでなく個人の名前や住宅、墓地、隣保館、教育集会所などが差別的な解説つきで掲載されている。これは文字通り被差別部落を見せ物にし、被差別部落への差別意識を喚起する行為そのものである。19年に法務省が「インターネット上の部落差別の実態に

画期的な東京高裁判決を活用し闘いの強化を

が、上越市や新発田市長などが新潟法務局などに削除要請をおこなっている。

取ループの「部落探訪」の模倣犯があちこちであらわれるようになった。たとえば、奈良県や京都府の部落を集中的にさらすものが出てきている。現在、全国各地で市町村がモニタリングによる差別情報のチェックと削除要請をおこない、一定の成果をあげているが、完全に削除することができず、いたちここのような形で対処しているのが実態である。この模倣犯にたいして、このような悪質な行為をすれば、裁判所から違法行為であるとの判決を受け、損害賠償金を支払わなければならないことを警告するのが2点目の狙いである。

3点目は、東京高裁の判決や法務省の行政指導を守らせることである。昨年6月、東京高裁は鳥取ループの地名リスト公表は差別を助長する違法行為であるという判決を出した。判決は「一切の方法による公表をしてはならない」(主文)

もネットに被差別部落を掲載し続けている。これは裁判所の判決を無視する明らか違法行為であり、法治国家にたいする挑戦だ。判決を守らないような人間を野放しにしてはならない。挑戦ということでは、東京法務局が16年に鳥取ループをよび出して(差別)行為の不当性を強く認識して(反省し、直ちに(出



▲決起集会の行動規範では差別行為の悪質性を広く訴える重要性も強調された(2023年11月25日・大阪市)

2点目は模倣犯を食い止めるためである。最近、鳥

たしたが、鳥取ループは「版・ネット掲載を」中止したことを無視し、いま「説示」を地裁も高裁もネットからの



決起集会で団結を固め府連総意の闘いとして裁判闘争に勝利しようとする赤井隆史・大阪府連委員長(2023年11月25日・大阪市)

差別を禁止する法の実現につなげ

的に基づくものであるか否かにかかわらず、…人権擁護上許容しえない」とする依命通知を出したが、鳥取ループはこれらの説示や通知をまったく無視して違法行為を続けている。この違法行為をやめさせること、東京高裁の判決や説示、依命通知を順守させること、これが3点目の目的である。

4点目は、差別禁止法をつくるためである。「全国部落調査」裁判では、東京法務省が「部落探訪」削除を求め、完全には差し止め、削除させることができない。全国の市町村がモニタリングによる差別情報のチェックと削除要請をおこなっているが、モグラたたきのような形で対処しているのが実態である。ネットに溢れるこれらの差別情報を全面的に削除するために、どうしてもきちんと差別行為の禁止を謳った法律が必要である。現在、国も

めっており、昨年12月4日には、国会議員による超党派の「ネット社会におけるプライバシーの在り方を考える議員連盟」が発足したが、今後差別を禁止する法律をつくるうえで、今回の裁判の判決が重要な役割を果たすことになる。裁判の判決は、法律に何を書き込まなければならないのかを具体的に示す重要な内容になるのである。その意味での裁判は、差別を禁止する法律をつくるための闘いでもある。

6
「部落探訪」削除を求めている闘いがよいよ開始された。今年のはじめには新潟県連が裁判を提起す予定になっているが、三つの裁判が出そろったところで、国会での裁判報告集会の開催や勉強会など、国会にたいし問題提起をおこなっていく予定だ。

「全国部落調査 復刻版 裁判は6年かかったが、この闘いは6年かかると見込まれる。裁判には時間と手間と費用がかかる。裁判を提起す府連の負担も大きい。しかし、この裁判は被差別部落のネット掲載による差別の拡大助長を食い止め、また、部落差別を禁止する法律をつくるための闘いである。全国の同盟員は、この「部落探訪」削除裁判を支援しよう。大阪と埼玉、新潟で勇気をもって立ちあがってくれた原告を孤立させない闘いをすすめてよ。」

主張

「部落探訪」削除裁判を支援し、鳥取ループの差別動画を残らず削除させよう

1

全国各地の被差別部落に潜入して写真や動画でそこが被差別部落であることをインターネット上でさらし続けている鳥取ループ(以下「問題の「部落探訪」」)は2015年12月から鳥取ループが自身のウェブサイトに公表してきたもので、被差別部落の個人の住宅や表札、工場、商店、自動車のナンバープレート、姓名が入った墓地の墓誌銘などの画像を掲載してきた。また、このさらけ出しを撮影して「部落探訪」の削除を求めてきたまじり地裁に提訴した。今

年のはじめには新潟でも裁判が準備されているが、全国の同盟員は「部落探訪」の削除裁判を支援し、差別を拡散する悪辣な鳥取ループに鉄槌をくだそう。問題の「部落探訪」は2015年12月から鳥取ループが自身のウェブサイトに公表してきたもので、被差別部落の個人の住宅や表札、工場、商店、自動車のナンバープレート、姓名が入った墓地の墓誌銘などの画像を掲載してきた。また、このさらけ出しを撮影して「部落探訪」の削除を求めてきたまじり地裁に提訴した。今



さいたま地裁前でとりくまれた訴状提出前の支援集会(2023年12月6日・さいたま市)

いつイメージをかき立て、見る者の差別意識を惹起してきた。「部落探訪」は、16年3月時点では4か所の公表だったものがその後、昨年11月末時点は全国34か所に増えている。鳥取ループはこの間、ほぼ毎週のように全国各地の被差別部落に潜入して投稿を重ねている。



訴状提出後にとりくまれた報告集会(支援する会結成集会)には80人が参加した(2023年12月6日・さいたま市)

削除を求める裁判では、さらされた地域の代表が原告になることが要求されるので、部落解放同盟中央本部は「全国部落調査(復刻版)裁判の東京高裁判決(昨年6月28日)を待って、「部落探訪」削除裁判の原告を募った。しかし、裁判を起せば、鳥取ループからのさらなるさらし行為や個人攻撃の対象となることが予想されるため、原告として立ちあがることにはかなりの勇気がいる。いくら「許せない」という気持ちがあったとしても、家族や親族

あるいは地域住民の理解と協力をなしに簡単に手をあげることはできない。そういうなかで、大阪府連富田林支部の代表と埼玉県連熊谷市協の支部長が立ちあがって、二人の決断に心から敬意を表したい。

を認めさせるのはハードルが高い。しかし、部落解放同盟という団体はそもそも支部員はもろろんのこと、

「部落探訪」が鳥取ループによって開始された初期の19年に掲載されてから、だいぶ時間がたっていること、最初から権利侵害を訴えて裁判所に削除を請求する方針で臨んだ。また埼玉では、部落解放同盟県連も原告として最初から裁判に参加する方針で裁判所に臨むことになった。これは、仮処分では部落解放同盟(団体)が原告として認められることは難しいが、本訴であれば団体であっても権利侵害が争えるという考えから判断したものである。また、団体の権利侵害

を認めさせるのはハードルが高い。しかし、部落解放同盟という団体はそもそも支部員はもろろんのこと、

「部落探訪」が鳥取ループによって開始された初期の19年に掲載されてから、だいぶ時間がたっていること、最初から権利侵害を訴えて裁判所に削除を請求する方針で臨んだ。また埼玉では、部落解放同盟県連も原告として最初から裁判に参加する方針で裁判所に臨むことになった。これは、仮処分では部落解放同盟(団体)が原告として認められることは難しいが、本訴であれば団体であっても権利侵害が争えるという考えから判断したものである。また、団体の権利侵害

2

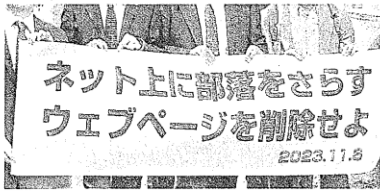
裁判についてみると、大阪は削除を求める仮処分の申し立てからはじめ、埼玉は本訴からはじめた。仮処分は、現時点で大変な被害が起きているので、それを仮の処分ですら止めるという手続きで、比較的短時間うちに裁判所の決定を出させる関として有効な方法だ。大阪府連では、仮処分(団体)が原告として認められることは難しいが、本訴であれば団体であっても権利侵害が争えるという考えから判断したものである。また、団体の権利侵害

「部落探訪」削除裁判・報告! (支援する会結成集会)



▲報告集会で決意を語る片岡明幸・埼玉県連委員長(2023年12月6日・さいたま市)

被差別部落 ネットに写真・動画掲載 住民、削除を求める申し立て



仮処分申請のため大阪地裁に入る住民ら＝6日、大阪地裁

全国の被差別部落の地名を巡る記事や写真などが掲載されたウェブサイトで、憲法が保障する人格権などを侵害されているとして、被差別部落に住む70代の男性が6日、投稿の削除を求める仮処分を大阪地裁に申し立てた。投稿は社会に根深く残る部落差別を助長・固定化させるとし、男性側は「差別されない権利の侵害」とも主張する。

申し立てによると、このサイトは川崎市の出版社の代表が運営。部落の地名を列挙した上で、代表が自ら撮影した地域の写真が掲載され、男性の自宅も写っているという。男性側は「暮らす地域が部落だと全世界にさらされ、不当な取り扱いや社会的排除といった差別を受けるかもしれない恐怖の中に置かれている」と訴える。

■地名リストの出版とネット公開をめぐる主な経緯

1975年
全国の被差別部落の地名などを記載した図書が出版され、企業や大学が購入していたことが発覚

2015年末ごろ
川崎市の出版社が各地の被差別部落を撮影した写真や文章を自社ウェブサイトに掲載

16年1月
出版社が図書のもとになった戦前の報告書を電子化し、ネット上に公開

2月
出版社がその報告書の復刻版出版を公表

3月
横浜地裁が出版禁止の仮処分決定

4月
横浜地裁相模原支部が地名リストのサイト削除の仮処分決定
部落解放同盟と被差別部落出身者248人が東京地裁に出版とネット公開の禁止や損害賠償を求めて提訴

21年9月
東京地裁が25都府県分の出版禁止やネットの情報削除を命じる

22年11月
グーグル社が、川崎市の出版社の動画約170本をYouTubeから削除

23年6月
東京高裁が原告の主張する「差別されない権利」を認める。出版禁止とネット情報削除の範囲を31都府県分に拡大

(部落解放同盟や弁護士)への取材から作成

た就職差別や結婚差別が再び繰り返されてしまう」と恐れる。
一方、出版社は「学術・研究」と付記したり、名称を変えたりして、一連の投稿は「表現の自由であり、権利侵害は起こらない」などと主張してきた。
出版社は、YouTubeにも多数の動画を投稿。グーグル社は22年11月、約170本のYouTube動画を削除した。これに対し出版社側は自社サイトで再び動画を閲覧できるようにした。男性は「まるでモグラたたきのような」と憤る。
弁護士によると、今回の仮処分の申し立ては、21年9月の東京地裁判決でのプライバシー侵害の認定に続き、23年6月の東京高裁判決でも原告が主張する「差別されない権利」が、憲法14条などに基づき認められたことが大きい。代理人の中井雅人弁護士は「第三者による暴露は許されない」という認識を改めて社会で共有したい」と話す。(小若理恵)

削除後また公開「まるでモグラたたき」

川崎市の出版社のサイトには、仮処分を申し立てた男性の自宅を含んだ写真が現れる。有料動画も公開されている。男性は実名もさらされた。

1970年代、被差別部落差別を巡っては、1970年代、被差別部落の地名などが掲載された図書が企業などに販売され、身元調査などに用いられる問題があった。法務省が回収・焼却する対応をとったが、2000年代に電子版が出回っていることが確認されるなど、完全な排除には至らなかった。

この出版社は16年、部落の地名や世帯数などを掲載した図書を企業や大学などが購入していたことが発覚。身元調査などに使われたとされ、反対の輪が全国に広がった。弁護士によると、川崎市の出版社は図書のもとになった戦前の調査報告書を手。2015年ごろから冒頭のような写真や文章を自社サイトに掲載し始めた。16年2月には図書の復刻版を出版しようとしたほか、ネット上には被差別部落の地名リストを公開した。

「サイトに並ぶ一覧は、地名リストを公開しているのと同じ状態」(弁護士)といい、男性は「私たちが体験してきた就職差別や結婚差別が再び繰り返されてしまう」と恐れる。

一方、出版社は「学術・研究」と付記したり、名称を変えたりして、一連の投稿は「表現の自由であり、権利侵害は起こらない」などと主張してきた。

大阪地裁

落の地名などが掲載された図書が企業などに販売され、身元調査などに用いられる問題があった。法務省が回収・焼却する対応をとったが、2000年代に電子版が出回っていることが確認されるなど、完全な排除には至らなかった。

この出版社は16年、部落の地名や世帯数などを掲載した図書を企業や大学などが購入していたことが発覚。身元調査などに使われたとされ、反対の輪が全国に広がった。弁護士によると、川崎市の出版社は図書のもとになった戦前の調査報告書を手。2015年ごろから冒頭のような写真や文章を自社サイトに掲載し始めた。16年2月には図書の復刻版を出版しようとしたほか、ネット上には被差別部落の地名リストを公開した。

「サイトに並ぶ一覧は、地名リストを公開しているのと同じ状態」(弁護士)といい、男性は「私たちが体験してきた就職差別や結婚差別が再び繰り返されてしまう」と恐れる。

一方、出版社は「学術・研究」と付記したり、名称を変えたりして、一連の投稿は「表現の自由であり、権利侵害は起こらない」などと主張してきた。

「部落差別助長」と提訴

熊谷の男性と解放同盟県連合会

サイト情報削除求める

川崎市の出版社「示現舎」がウェブサイトに県内の被差別部落地域を訪れた写真などを公開するのは憲法が保障する「差別されない権利」などに反すると、熊谷市の70代男性と部落解放同盟埼玉県連合会は6日、削除と計880万円の損害賠償を求める訴訟をさいたま地裁に起こした。

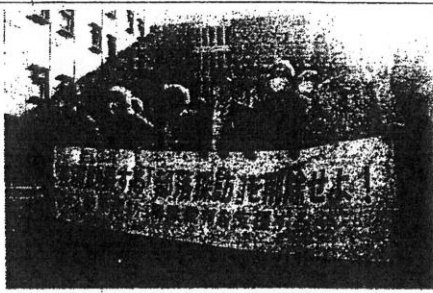
同サイトを巡っては大阪府の男性が先月、記事削除を求める仮処分を大阪地裁に申し立ており、提訴は今回が初めて。

訴状などによると、示現舎はサイト上の「人権探訪」と称されたカテゴリの記事内で、県内の被差別部落地域の住宅表札や車両ナンバー、墓石などを掲載。これが部落差別を拡大助長させているとして、差別されない権利や同連

合会員の人格権などの侵害を主張している。

同県連合会や代理人弁護士などによると、同サイトでは2015年ごろから同種記事が公開され始め、現在では全国各地約340地域の被差別部落地域の写真や動画が公開されている。県内ではこれまでに13市町の19地域が取り上げられており、その中には原告男性が居住している地域も含まれていた。

原告男性は同日行われた会見で、自分が住む場所が部落地域にあることを不特定多数に発信されたとして「記事を見た時に煮えくり返る思いがした。許されない行為だ」と憤慨。同県連合会片岡明幸執行委員長は、直近数年間で同様の活動をしている別の発信



さいたま地裁前で横断幕を掲げる原告支援者。16日午後、さいたま市浦和区

者の存在を明かした上で「記事によって当該地域の方々が差別されるのではないかと恐れている。見過ごすに歯止めをかけることが一番の目的」と語った。

示現舎の代表男性は取材に対し、同サイトの一連の記事について、部落地域を訪れてレポートしているだけで、差別に当たるとは考えていない旨を話した上で「詳しくは訴

状が手元になく分からない」とした。

サイト上に被差別部落情報

削除求め示現舎を提訴

県内男女や解放同盟県連

新潟地裁

ウェブサイトに被差別部落を特定する記事や写真、動画を掲載するのは「差別されない権利」に反するなどとして、掲載された地域に住む新潟田市の長谷川サナエさん(78)ら3人と部落解放同盟県連(県連)が24日、川崎市の出版社「示現舎」と同社の宮部龍彦代表(45)に対し、記事などの削除や計880万円の損害賠償を求めて新潟地裁に提訴した。

市男性と村上市の女性。記事を巡っては、削除を求める仮処分申し立てが大阪地裁、訴訟がさいたま地裁で提起されている。訴状によると、宮部代表は2015年12月からサイト上で「部落探訪」(現「曲輪クエスト」)と称し、全国各地の被差別部落とされる地域を訪れ、記事や写真、動画を掲載。県内では新潟田市などの15地域で住宅やその周辺を撮影し、差別的な呼称や被差別部落と特定



被差別部落を特定する記事の削除などを求め、新潟地裁に提訴した原告団の記者会見。24日、新潟市中央区

原告側は、差別されない権利のほか、県連の名誉権も侵害されたと主張。記事や動画の削除と差し止めを求めている。

する記事をサイトなどに載せたとしている。また、県連が県教育委員会に同和教育の充実を求めたことに関する記事や交流サイトへの投稿で、一部の原告の氏名や会社名を明示し、反社会的勢力を意味する言葉で県連を表現したと指摘した。

提訴を受け、宮部代表は取材に対し「記事では事実を書いたままで。訴えられるのはおかしい」と話し、争う構えをみせた。